

令和4年小樽市議会第3回定例会提出予定議案

(予算・決算議案)

- 議案1 令和4年度小樽市一般会計補正予算
- 議案2 令和4年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 議案3 令和4年度小樽市住宅事業特別会計補正予算
- 議案4 令和4年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案5 令和4年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 議案6 令和3年度小樽市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案7 令和3年度小樽市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案8 令和3年度小樽市青果物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案9 令和3年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案10 令和3年度小樽市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案11 令和3年度小樽市住宅事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案12 令和3年度小樽市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案13 令和3年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案14 令和3年度小樽市病院事業決算認定について
- 議案15 令和3年度小樽市水道事業決算認定について
- 議案16 令和3年度小樽市下水道事業決算認定について
- 議案17 令和3年度小樽市産業廃棄物等処分事業決算認定について
- 議案18 令和3年度小樽市簡易水道事業決算認定について

(条 例 案)

議案19 小樽市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

国家公務員に準じ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うとともに、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（令和4年5月2日公布、同年10月1日施行）に伴う所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和
 - ア 産後パパ育休の取得要件の緩和
現行では、非常勤職員が産後パパ育休（子の誕生日から57日間以内にする育児休業）を取得する場合は、通常の育児休業と同様に、「子が1歳6か月になる日」（18か月）までの任用の継続が見込まれる必要があるが、今後は、「誕生日から57日目以降6月を経過する日」（8か月弱）までの任用の継続が見込まれることで足りることとする。
 - イ 子が1歳以降における育児休業の取得の柔軟化
非常勤職員の育児休業の対象期間の上限（原則：子が1歳に達する日）を子が1歳6か月に達する日に延長する場合等の要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするため、規定を整備する。
- ② 再度の育児休業取得のための育児休業等計画書による申出制度の廃止
育児休業の取得回数制限が緩和され、特別の事情にかかわらず、原則2回（改正前：原則1回）まで育児休業を取得することができるようになることから、再度の育児休業取得のための育児休業等計画書による申出制度を廃止する。
- ③ 所要の改正
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う引用条項の変更等
施行期日 令和4年10月1日

議案20 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正（令和3年5月28日公布、令和4年10月1日施行等）に伴い、増改築を伴わない長期優良住宅維持保全計画の認定申請手数料の新設等を行うとともに、所要の改正を行うもの

《改正内容》

- ① 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料の新設
(例)
1戸の場合 75,000円（長期使用構造等確認を受けた場合 26,000円）
2戸以上5戸以内の場合 171,000円（長期使用構造等確認を受けた場合 44,000円）など
※ 既存の増改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料と同額
- ② 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料（①の認定を受けた計画を変更する場合）の新設
(例)
1戸の場合 43,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等 18,000円）
2戸以上5戸以内の場合 96,000円（長期使用構造等確認を受けた場合等 32,000円）など
※ 既存の増改築に係る長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料と同額

③ 認定を受けた地位の承継の承認申請手数料（1,800円）に長期優良住宅維持保全計画を追加

④ 所要の改正

住棟認定の導入（共同住宅について、区分所有者がそれぞれ認定を受ける仕組みから管理組合が一括して認定を受ける仕組みに変更）に伴う規定の整備

施行期日 令和4年10月1日

議案21 小樽市公設水産地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例案

公設水産地方卸売市場の年末年始における休場日を変更する（「12月31日～1月5日」→「12月30日～1月4日」）もの

施行期日 公布の日

議案22 小樽市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

小樽都市計画小樽築港駅周辺地区地区計画の変更に伴い、商業レクリエーション地区における建築物の用途の制限について見直し（共同住宅のうち、サービス付き高齢者向け住宅を建築可能とするもの）を行うもの

施行期日 令和4年10月1日

議案23 小樽市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

市立病院の診療科目として腫瘍内科を新設するもの

施行期日 令和4年11月1日

（報 告 等）

・ 専決処分報告

令和4年4月24日に発生した市営手宮公園住宅における漏水による家財等の損傷事故に係る損害賠償について、同年7月28日に専決処分したもの

賠償額 4万4,190円（家財等弁償費）

発生場所 小樽市手宮2丁目3番 市営手宮公園住宅1号棟内

・ 専決処分報告

令和4年6月12日に発生した消防本部の消防車による固定給油設備の損傷事故に係る損害賠償について、同年7月29日に専決処分したもの

賠償額 2万5,630円（固定給油設備修理費）

発生場所 小樽市銭函3丁目503番地

北海道エネルギー株式会社銭函サービスステーション内

- ・ **専決処分報告**

令和4年2月23日に発生した消防本部の消防車による自動車事故に係る損害賠償について、同年8月9日に専決処分したもの

賠償額 15万2,257円（車両修理費）

発生場所 小樽市石山町43番14号付近 市道長橋線

- ・ **専決処分報告**

令和4年5月19日に発生した建設部の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、同年8月12日に専決処分したもの

賠償額 48万7,078円（車両修理費等）

発生場所 小樽市信香町2番1号 セブンイレブン小樽信香店駐車場内

- ・ **令和3年度決算に基づく健全化判断比率の報告について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の審査意見を付して報告するもの

- ・ **令和3年度決算に基づく資金不足比率の報告について**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するもの

- ・ **経営状況を説明する書類の提出について（マリンウェーブ小樽）**

- ・ **放棄した債権の報告**

小樽市債権管理条例第12条第2項の規定により、放棄した債権について報告するもの

債権の名称 水道料金

件数(人数) 192件（36人）

債権額 128万8,885円

（追加予定議案）

- ・ **小樽市教育委員会委員の任命について**

小澤 倭文夫 氏 令和4年10月10日任期満了

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。